RSM 清和監査法人 公認会計士 若松 広樹

## I. 改下の概要

本年9月、企業会計基準委員会(ASBJ)は「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品実務指針)の公開草案を公表し、ベンチャーキャピタルファンド(以下、「VCファンド」)の出資持分に係る会計上の取扱いの改正を提案しました。

現行は、VCファンドなどの組合等への出資者の会計処理について、組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って取得原価で評価します。また、減損を行う場合には、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め(金融商品実務指針第92項)を適用します。

改正後は、企業が指定した組合等の構成資産に含まれる<u>す</u> べての市場価格のない株式について時価をもって評価し、評価 差額の持分相当額を出資者の<u>純資産の部</u>に計上します。また、 減損を行う場合には、時価のある有価証券の減損処理に関す る定め(金融商品実務指針第91項)に従います。

# II. 公開草案の経緯

近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加している一方で、非上場株式を時価評価しているVCファンドは一部に留まっています。国際的には公正価値による評価が、企業の現状及び将来性について合理的な分析を行うための手段であるとして広く利用されていること、及び、日本政府が2022年11月に発表した「スタートアップ育成5か年計画」において、公正価値評価の導入を促進し海外投資家やベンチャーキャピタルの呼び込みを進める旨が明記されたことより、日本公認会計士協会、金融審議会等において公正価値評価の促進が議論されるなど、日本のベンチャーキャピタル業界において公正価値評価を導入する機運が急速に高まっています。これを受けて、VCファンドに相当する組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価するよう、会計基準の速やかな改正が必要との声により改正提案がなされています。

### III. 適用対象となる組合等の範囲

適用対象となる組合等の範囲について、VCファンドに相当する組合等とそれ以外の組合等を明確に区分することは困難と考えられることから、VCファンドに相当する組合等を直接的に定義することはせず、次の要件を提案しています(公開草案第132-2項)。

- (1) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- (2) 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場 価格のない株式について時価をもって評価していること

要件(1)は、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとの考えから設けられました。要件(2)は、利害関係者から市場価格のない株式の時価評価について懸念が聞かれている中、組合等が当該株式について時価をもって評価している場合には、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとの考えから設けられました。

## IV. 改正に伴う検討事項と会計処理

公開草案における組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価する取扱いは、現行の金融商品実務指針第132項の会計処理に対して、新たに企業が任意に選択できる規定として追加されています。当該規定を適用するためには、以下の手順を踏みます。

- ① 組合等への出資の目的や性質を考慮して、時価評価の 取扱いを適用する組合等の選択に関する方針を決定しま す(公開草案第132-3項)。 なお、上記Ⅲの要件を満たすすべての組合等を一律に適 用対象とする必要はありません。
- ② 既出資分は適用初年度の期首時点において、適用後の 出資については出資時に、①で定めた方針に従い、時価 評価の適用対象とするかどうかを決定します。 なお、適用対象とした組合等への出資の会計処理は出資 後に取りやめることはできないことが提案されています(公 開草案第132-3項)。
- ③ 適用初年度の期首時点で適用対象となる組合等への出資を行っている場合には、構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価評価し、評価差額の持分相当額を期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減します(公開草案第205-2項)。
- ④ 適用初年度の期首時点において、上記③の対象株式について時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行う場合には、減損処理による損失の持分相当額を期首の利益剰余金に加減します(公開草案第205-2項)。

- ⑤ 決算時において、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、評価差額の持分相当額を純資産の部に計上します(公開草案第132-2項)。
- ⑥ 上記⑤の対象株式について、時価のある有価証券の減損 処理に関する定めに従い減損処理を行います。
- ⑦ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」)第24-16項に基づく注記に併せて、次の事項を注記します(公開草案第132-5項)。 なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表における記載は不要です。

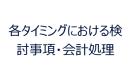
## 【公開草案第132-5項に基づく注記】

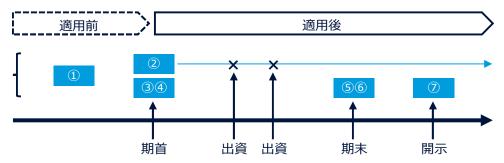
- 公開草案第132-2項の定めを適用している旨
- 公開草案第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針
- 公開草案第132-2項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

## 参考:時価算定適用指針第24-16項に基づく注記

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の注記を要しないこととし、その場合、時価を注記していない旨及び本取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとしています。

#### 【上記手順①~⑦の実施タイミングのイメージ】

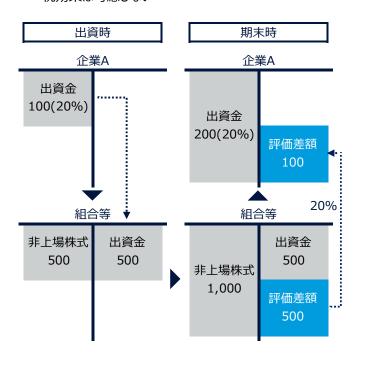




#### V. 会計処理

出資持分の会計処理の具体的なイメージは以下のとおりです。

- 企業Aの出資額は100(出資総額の20%)
- 組合等が保有する非上場株式の期末時価は1,000
- 税効果は考慮しない



#### VI. 適用時期

十分な準備期間を確保する観点から、最終基準の公表から1年程度経過した4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されています(公開草案第195-20項)。一方で、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がVCファンド等に供給されること等が改正の副次的な目的であることから、可及的な適用ニーズが一定程度あると考えられるため、公表後最初に到来する年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用できる予定です。(公開草案第195-20項)。

なお、時価評価の取扱いを適用する組合等の決定や見積りの要素が多く含まれる市場価格のない株式の時価の算定を過去に遡って実施することは不適切又は困難であることから、遡及適用は求められず、適用初年度の期首から将来にわたって適用となる旨、提案されています(公開草案第205-2項)。

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。 https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact